

合 意 書

ワタミの介護株式会社を甲（以下「甲」）、特定非営利活動法人 適格消費者団体 消費者機構日本を乙（以下「乙」）として、甲・乙は、甲が使用する有料老人ホームの入居契約書等に関し、本日、下記事項につき合意した。

記

1. 甲は、2012年3月1日以降、入居契約に際し、下記意思表示を今後一切行わない。

「甲、あるいは甲と締結した契約者（以下「契約者」）から解除され、または老人ホーム入居者（以下「入居者」）の死亡により終了したことにより、契約者が入居契約に基づき甲に支払った入居金（以下「入居金」）の返還額を算出するにあたり、甲は、入居金を入居契約日から計算した経過年数に応じて年単位で償却する旨」
2. (1) 甲は、2012年3月1日までに、前項下線を付した部分の趣旨の意思表示が記載された入居契約書、重要事項説明書、パンフレット、ホームページサイトを破棄する。（但し、管理・保存用は除く。）
(2) 甲は、2012年3月1日以降、前項に従って是正した入居契約書、重要事項説明書、パンフレット、ホームページサイトを使用する。
3. 甲は、2012年3月1日までに、甲の従業員等に対し、従業員等が下線の意思表示を行わないよう、また、下線の意思表示が記載された入居契約書等を使用しないように、適切な研修、指導を行うなど、必要な措置をとるものとする。
4. 甲が、前掲1項乃至3項のいずれかに違背したことが判明した場合は、甲・乙は次の処置をとるものとする。
 - (1) 甲は、契約者及び入居者に対して、第1項の趣旨に添って是正した入居契約書・重要事項説明書等を交付する。
 - (2) 甲は、入居金の返還金受取人に対して、返金を行うことが必要な場合においては、速やかに対処する。
 - (3) 甲は、再発防止のため、違背した内容及び同違背行為に対して講じた措置を従業員等に周知する。

- (4) 乙は、甲の違背行為について、乙のホームページに掲載して公表する。
(5) 甲・乙は、必要に応じ、再発防止に向けて協議を行い、甲・乙合意の上、新たな合意書を締結する場合がある。

5. 甲・乙は、本合意書に記載した以外、何らの事項についても合意していないことを確認する。

甲・乙は、本合意書面を2通作成のうえ、各書面に記名・押印のうえ、各自がそれぞれ一通を保管する。

2012年1月23日

甲 東京都大田区羽田 1-1-3
ワタミの介護株式会社
代表取締役社長 清水 邦晃

乙 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6階
特定非営利活動法人・適格消費者団体
消費者機構日本
会 長 青山 侑
理事長 芳賀 唯史